保 護 者 さ ま へ

三田市教育委員会

就学援助制度のお知らせ
(期間:令和6年8月から令和7年7月まで)

三田市では、学校で必要な費用の一部を支給する就学援助制度を設けています。
就学援助の認定・支給を希望する人は申請してください。

> 令和6年7月までの就学援助の認定・支給を受けている人も、令和6年8月からの就学援助の認定・支給を希望する場合は申請してください。申請は毎年度必要です

・ 三田市へ転入する前に、他の市区町村で就学援助の認定・支給を受けている人も、三田市で就学援助の認定・支給を希望する人は申請してください。

1. 就学援助の認定・支給を受けることができる人

下記の①～③全ての要件に該当する人が対象です。

① **三田市内に住所を有する**
② **三田市立の小・中・特別支援学校(高等部を除く)に在籍している児童生徒と同居する保護者である**
③ **下記A～Cのいずれかの要件に該当する**

A **生活保護を受けている**

B **令和5年1月～令和5年12月の合計所得金額の合計が下記の基準金額以下である**

世帯人数	2人	3人	4人	5人	1人増える毎に加算する金額
ひとり親家庭以外	1,896,000円	2,073,000円	2,504,000円	2,788,000円	522,000円
ひとり親家庭	1,896,000円	2,297,000円	2,792,000円	3,108,000円	554,000円

※ 合計所得金額の合計・・・住民基本台帳上の世帯を生計同一と考え、全員の合計所得金額を合計して求めます。
ただし、住民基本台帳上の世帯に含まれていない人で生計を同一にする人(単身赴任している人など)がいる、または住民基本台帳上の世帯に含まれている人で生計を別にする人がいる場合はこれらの人を加除します。

※ 所得・・・「収入金額」から「給与所得控除・必要経費」を差し引いた金額です。
※ ひとり親家庭・・・ひとり親家庭の欄の金額を確認してください。「4.申請方法【添付書類】」のとおり、母子家庭等医療費を受給していない場合は、戸籍謄本の写しを添付してください。
※ 心身に障害のある人と同居している・・・心身に障害のある人1人あたり276,000円を加算した金額です。「4.申請方法【添付書類】」のとおり、「身体障害者手帳」などをコピーして添付してください。

C **その他経済的理由によって就学が困難となる特別な事情がある**
※ DVなどの特別な事情で住民票は他市にあるが三田市に居住している人は、申請できる場合があります。詳しくは、教育支援課学務担当までご相談ください。

2. 支給期間

支給開始日は、認定を受けた日の属する月の初日からです。
支給終了日は、令和7年7月31日までとなります（中学3年生は令和7年3月31日まで）。
ただし、支給期間内であっても、要件に該当しなくなった場合は、認定を取消し、支給を終了します。

3. 支給金額

各基準日において、就学援助の支給対象となっている人に、下記のとおり支給します。
ただし、生活保護の教育扶助を受けている人は、生活保護の教育扶助の対象外となっている修学旅行費のみを支給します。

就学援助費目	基準日	金額等	時期・方法	
学用品費 ・ 通学用品費	毎月1日	小学校 1年生　970円／月 小学校 2～6年生　1,159円／月 中学校 1年生　1,895円／月　【注1】 中学校 2～3年生　2,084円／月　【注1】	11月 翌3月 翌7月 【注2】	口座振込
新入学児童生徒学用品費	翌4月1日（令和7年度入学）	小学校 1年生　57,060円 中学校 1年生　63,000円 ※ 入学準備金の支給を受けた人は対象外です。	翌5月	口座振込
校外活動費	校外活動日	小学校 宿泊なし　1,600円【注3】 小学校 宿泊あり　3,690円【注3】 中学校 宿泊なし　2,310円【注3】 中学校 宿泊あり　6,210円【注3】	随時	口座振込
修学旅行費	修学旅行日	小学校 6年生　実費 中学校 3年生　実費	随時	口座振込
学校給食費	毎月1日	小学校　実費（238円／食） 中学校　実費（275円／食） ※ 教育支援課から学校給食課に直接納付するため保護者の支払いはなし	【注4】	
医療費	毎月1日	保険医療機関を受診する際の自己負担金に係る医療券を発行（上限400円）。対象疾病は【注5】	【注6】	
オンライン学習通信環境整備支援費	【注7】	転入・転居者（小学校・中学校）　12,000円 令和7年度入学小学校1年生　12,000円 ※ 所定の期間内に、オンライン学習のための通信回線の環境を整えたことが確認できる書類の提出が必要です。【注7】	随時【注7】	口座振込

【注1】通学用ヘルメットを新規購入した場合は、「学用品費・通学用品費」に通学用ヘルメット購入費として1,000円を加算して支給します（中学校のみ）。※他の助成を受けた場合を除く。

【注2】学用品費・通学用品費は、4か月分ずつ支給します。
8～11月分＝11月支給、12～翌3月分＝翌3月支給、翌4～翌7月分＝翌7月支給

【注3】校外活動費は、上記の金額を上限に宿泊なしまたは宿泊ありのいずれか1回の実費を支給します。

【注4】就学援助を認定したことで学校給食費の過払いなどが生じた場合は、後日、学校給食課が精算します。

【注5】結膜炎（アレルギー性を除く）、トラコーマ、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯（健康保険診療の対象となる治療）、寄生虫病（虫卵保有を含む）

【注6】対象疾病を受診する際の医療券として、学校の健康診断結果などにより随時交付します。不足する場合は、学校に申し出てください。

【注7】　オンライン学習通信環境整備支援費は、下記①～③全ての要件に該当する人に、就学援助の支給対象となっている児童生徒数を上限として、1回線につき1回限り支給します。

対象者：小中学校の転入・転居者

① 転居の日(住民票異動日)から転居の日以後1月を経過した日の間に、オンライン学習のための通信回線の継続的な利用を開始した人(通信回線の契約名義人は、就学援助の認定の審査において、生計を同一にする人と認定された人に限ります)。

② 転居の日以後1月を経過した日において、就学援助の支給対象となっている人

③ 転居の日以後2月を経過した日までに、①に該当することが確認できる書類(通信回線の契約内容確認画面を印刷した書類等)を三田市教育委員会教育支援課学務担当に提出した人(郵送でも構いません。)

※ 令和7年4月に小学校へ入学する人は、「就学援助制度(入学準備金)のお知らせ」で別途通知。

4. 申請方法

就学援助の認定の審査、支給にあたり、住民基本台帳、住民税課税台帳及び生活保護等各種扶助の受給状況などの個人情報を三田市教育委員会が職権で閲覧することを承諾のうえご申請ください。

申請方法A【紙申請】または申請方法B【電子申請】のいずれかで申請できます。

申請対象の児童生徒が複数いる場合は、それぞれの児童生徒ごとに提出(申請)が必要です。

申請方法A【紙申請】 **申請書[紙]による申請**	・ 就学援助申請書 を1部、持参または郵送で提出してください。 ・「就学援助申請書」は、在籍する学校、三田市教育委員会教育支援課学務担当にて配布します。また、市ホームページからダウンロードできます(下記の二次元コードからアクセスできます)。 **提出先　在籍する学校又は三田市教育委員会　教育支援課　学務担当** 三田市ホームページ 就学援助制度のお知らせ 三田市教育委員会 教育支援課 所在地図
申請方法B【電子申請】 **スマートフォンなどによる申請**	・ 二次元コードまたはURLから電子申請してください ・ 電子申請入力フォームの案内にしたがい、必要事項を入力・選択するとともに、添付書類の必要な場合は写真またはPDFデータを添付のうえ申請してください。データが不鮮明な場合や審査に必要な部分が写っていない場合は、別途添付書類の提出を求めることがあります。 電子申請 入力フォーム URL https://logoform.jp/f/oNk7d ※ 申請内容に誤りや修正がある場合は、複数回送信せずに問い合わせ先へご連絡ください。 ※ 同一の児童生徒について、複数の申請があった場合は、最も新しい送信日時に申請された内容で就学援助の認定の審査事務を行うため、認定日・支給開始日が遅くなる可能性があります。

【添付書類】

生計を同一にする人が次のA～Cのいずれかに該当する場合は添付書類が必要です。

	事　　由	添　付　書　類
A	令和6年1月1日時点で、他の市区町村に居住していた場合	令和6年1月1日時点に居住していた市区町村が発行する令和6年度 市民税･県民税所得･課税証明書
B	ひとり親家庭で母子家庭等医療費を受給していない場合	戸籍謄本の写し ※発行方法は本籍地に問い合わせ
C	心身に障害のある人と同居している場合	「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者手帳」のいずれかをコピーしたもの ※有効期限がある場合は、期限が分かる部分も必要

※ **生計を同一にする人･･･住民基本台帳上の世帯に含まれていない人で生計を同一にする人（単身赴任している人など）を含みます。**

※ **「A 令和6年1月1日時点で、他の市区町村に居住していた場合」は、収入の有無にかかわらず添付書類を提出してください（児童生徒で収入がない場合を除く）。**
必要書類が不足する場合は期限を定めて提出を依頼し、期限内に提出がなければ申請書を返却します(生活保護を受けているなど、合計所得金額を求めなくても就学援助の認定の審査ができる場合を除く)。

※ 「B ひとり親家庭で母子家庭等医療費を受給していない場合」、「C 心身に障害のある人と同居している場合」であっても、添付書類の提出がない場合は、要件に該当しないものとして認定の審査を行います。

5. 申請期限

就学援助の申請は、随時受付します。
認定･支給を希望する人は、随時、申請してください。
なお、令和6年8月分からの認定･支給を円滑に行うため、事前申請期限を設けます。できる限り、事前申請期限までに申請してください。

事前申請期限　　令和6年7月5日（金）

事前申請期限後も随時受付しますが、支給開始日が遅くなることがあります。
郵送による提出の場合は、消印の日を申請のあった日とします。

6. 留意事項

① 就学援助の認定の審査、支給などを行うにあたり、在籍する学校、三田市教育委員会 教育支援課 学務担当から問い合わせ、添付書類の提出を依頼する場合があります。
② 虚偽の申請その他不正な手段による認定が判明した場合は、認定を取消し、支給を終了するとともに、既に支給した就学援助費について返還を請求する場合があります。

7. 問い合わせ等

ご不明な点は、在籍する学校または三田市教育委員会 教育支援課 学務担当までお問い合わせください。

三田市教育委員会 教育支援課 学務担当
〒669-1595　三田市三輪2丁目1番1号　南分館3階
TEL079-559-5136

この「就学援助制度のお知らせ」及び「就学援助申請書」は、市ホームページに掲載しています。